

官報 号外

平成二十三年六月二十日

○ 第百七十七回 會參議院會議錄第二十四號

平成二十三年六月二十日(月曜日)

午後四時

○議事日程 第二十四号

第二 東日本大震災復興基本法案（衆議院提出）
第二 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件 衆議院送付

○本田の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(西岡武夫君) これより会議を開きます。

日程第一 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関する承認を求める件（衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長柳田稔君。

めようとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関する承認を求める件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

平成二十三年六月二十日 参議院会議録第二十四号 東日本大震災復興基本法案外
件

本委員会におきましては、両案件を一括して議題とし、東日本大震災復興基本法案について、提出者の衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君より、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるので件について、枝野内閣官房長官より、それぞ

○議長(西岡武夫君)　ただいま委員長報告があつた。議案のうち、東日本大震災復興基本法案に対する討論の通告がござります。順次発言を許します。

に基づき、現地対策本部の設置に關し承認を求めるの件について、枝野内閣官房長官より、それぞれ趣旨説明を聽取いたしました。

〔平山幸司君登壇、拍手〕
○平山幸司君 青森県選出の平山幸司です。
ただいま議題となりました東日本大震災復興基
本法案につきまして、民主党・新緑風会を代表し
て、さらには被災地の皆様の強い願いを背負つ
て、賛成の立場から討論を行います。

委員会における主な質疑の内容は、東日本大震災の被災状況と復旧復興策、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、東日本大震災復興基本法案の意義、復興庁設置のための法案の提出時期、及び復興庁と他府省庁との関係、復興特区制度の特例措置、対象地域及び実施時期、復興財源の確保のための方策等であります。その詳細は会議録によつて御承知願います。

心から哀悼の誠をささげるとともに、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。また、これまで被災地の復旧・復興に当たり、日本国内はもとより、世界各国から昼夜を問わず御尽力をいたしましたこと、そして、今もなお命懸けで最前線に立たれる全ての皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

たところ、みんなの党を代表して松田委員より両案件に反対、民主党・新緑風会を代表して金子理恵委員より両案件に賛成、日本共産党を代表して山下由一委員より両案件に賛成、自由民主党を代表して佐藤理事より両案件に賛成、公明党を代表して横山委員より両案件に賛成、社会民主主義連合を代表して吉田委員より両案件に賛成、国民新党を代表して亀井委員より両案件に賛成の旨、意見がそれぞれ述べられました。

が厳しい生活を強いられております。さらには、被災者とそれにかかる全ての皆様の心中を真剣に想い、時に目の当たりにしますと、胸が張り裂けそうになるのは私だけではないと思います。それだけ、この度の大震災は、人心に大きな衝撃を与え、日本国内外に甚大な影響をもたらし、今もなおそのつめ跡は人々の心中に重くのしかかっています。

少い。順次改定を行ふが結果、東日本では複数の復興基本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

本来はもっと早い段階でその希望の光をともすべきであるというのが国民の切なる願いであったと思いますし、この三か月間の震災対応を振り返り、一日でも早く人心を苦痛から解放すべきが政治の大大きな役割であるということを痛感いたしました。幸いにも、今日こうして、もちろんの課題を乗り越え

り越え、自民、公明及び各党からも御協力を得て本法案の修正を合意し、ここに晴れて復興基本法案が日の目を見る運びとなつたことに対しては、スピード感には課題は残るもの、与野党が一致結束をして震災へ対応するという姿勢を国民が何よりも期待しており、率直に野党各党を始め関係各位の御努力に深く感謝を申し上げます。

さて、本法案は、活力ある日本の再生を目的とし、未曾有の国難から復興へ向けて立ち上がる分岐点となり、大変重要であります。本法案のボイントとして三点申し上げます。

一点目に、復興庁の創設でございます。復興庁は、復興対策本部の組織の機能を引き継ぎ、復興に関する施策の企画立案、総合調整、政策の実施に当たるわけですが、被災者の皆様は、何よりも迅速かつ積極的な施策が展開されることを心から期待しております。よって、一日も早い復興庁の立ち上げが重要でございます。

二点目は、復興特区制度による活力ある地域の創造です。これから、地域の声を最大限に生かし、全国のモデルケースとなるような復興特区制度を早急に展開していくことが、東北及び日本全体の活力につながります。ここは、復興特区法案をできるだけ早く国会に提出することが必要であります。

三点目に、復興債の積極かつ大胆な活用であります。被災地及び被災地以外の東北地方関係自治体から要望が強い、使途に全く制限のない復興一括交付金を早急につくるべきだと考えます。現在、人・物・金の流れが萎縮状態にある東北全体の活力創出の起爆剤として、さらには地域主権の成功例を実現するものとして、国会での早急な審議が大変重要であります。

以上三点、いずれにしましても、日本史上忘れることのできない三月十一日の大震災から三ヶ月、ようやく復興に向けた中核ともいべき理念法が、国民の代表者である国会議員の総意の下、制定される重要な日を迎えるました。これは復興に

向けての大きな第一歩であると確信いたします。大切なことは、人心と政治に時差と乖離が生じないよう、国会はこれまでにない最大限の力を傾注する必要があります。さらには、歴史的観点から、我々は後世に評価に値するだけの使命を全ての政治家が責務として背負っているということを再認識する必要があります。

国難である今だからこそ、国会の英知を集結して、何よりも大切な日本国民のために、未来に向かって一致結束できる体制を速やかに整備し、復旧・復興に全力で臨むということを最後にお誓いし、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 岩城光英君。

(岩城光英君登壇、拍手)

○岩城光英君 私は、自由民主党を代表して、た

だいま議題となりました東日本大震災復興基本法案について、賛成の立場から討論を行います。東日本大震災が発生してから今日で百二日となります。また、被災された各地では合同葬が執り行われるようになりました。改めて、お亡くなりになられた方々と御遺族に深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、被災を受けながらこの苦難を乗り越えるべく取り組んでいらっしゃる方々、さらに支援に当たられている皆様に、そして、義援金、物資など、国内外を問わざず大きな御支援を賜りまして、全ての皆様に敬意を表し、感謝を申し上げます。

我が党は、震災発生直後より、これまで数々の災害に対応してきた経験と党内外の英知を結集し、総力を挙げて緊急対策に取り組んでまいりました。また、先月三十日には、被災地の本格化しました。

三月三十日の復旧に対する第一次緊急提言、四

月十五日の第二次緊急提言、先月二十七日の第三次緊急提言など、全てを積み上げますと五百七十七項目に及ぶ提言を事態の進展及び施策のフローアップを踏まえつ政府に申し入れてまいりました。また、先月三十一日には、被災地の本格化しました。

的復旧及び被災者の生活再建、そして、全国レベルの緊急経済対策と日本経済の再生を基本方針とし、今年度の第二次補正予算のベースとなり得る「震災後の経済戦略」緊急提言を公表いたしました。加えて、これらの緊急対策と並行して、いち早く東日本大震災からの復興再生について全党的議論を開始し、四月十二日には復興再生に関する考え方を公表しております。我が党がこれだけ矢継ぎ早に対策を提言したのは、震災・復旧対策には何よりもスピード感が必要だと考えたからであります。しかし、今日までの菅政権の震災対応は、周知のとおり、ソーリトル・ツーレートであります。私たちは一貫し、何よりも緊急対策として、被災者が安心し、自治体が迅速に事業を実施できるよう、予算措置を始め國が最後まで責任を持つべきだと申し上げてまいりました。本来ならば、総理御自身が責任も費用も国が持つと発災直後に明確にされるべきだったと考えます。

菅政権が震災後直ちになすべきは、緊急事態法を取りまとめ、国が責任を持って大震災からの復旧も原発事故の収束にも立ち向かう態勢を整えることであつたはずです。それにもかかわらず、震災翌日には総理自らが官邸を離れ、東京電力福島第一原子力発電所を視察し、そのためにベントが遅れました。視察がなければ水素爆発が防げたかもしれません。菅総理の周囲を信用しない限り相撲は、組織を乱立させ、参与の数を増やし、命令系統を混乱させただけであります。

本法案は、自らも被災され、御家族とスタッフ

を失うという大変つらい経験をされた黄川田委員長の下、与野党で協議し、我が党の提案も骨格として大きく取り入れられました。震災からの復旧・復興を目指した与野党協力の成果であつたと考えます。菅総理がいらっしゃなくても、これだけの合意ができるのです。総理がこの法案の成立後直ちに御退陣いただけると確信しながら、以下、賛成の理由を申し上げます。

第一に、復興に関する基本法ができることで、今後、長期にわたる復旧・復興に関する基本理念が明確になります。各省庁の施策を集中できます。本法案では、東日本大震災の被害が甚大かつ広範囲であるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の国難であると認識し、復旧・復興が単なる原形復旧にとどまらず、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきであると規定されております。

今後、被災地からも様々な復興プランが提案されると想いますが、これまでの総理の单なる思い付いでばらばらになされていましたが、本法案の成立により統一性を持つて国及び地方公共団体で行われると考えております。

第二に、復興庁の設置であります。

菅内閣では多くの組織が乱立したため、指揮系統が混亂し、復興・復旧の障害となつております。復興庁が設立されれば、復興に関する施策の企画立案及び総合調整とその政策の実施を一元化して行うことになり、復興に取り組む体制が明確化されます。

具体的には、衆議院に我が党が提出した議員立法に盛り込んでいた復興再生院を踏まえ、復興施設に関する各省庁の縦割りの弊害を打破し、被災者の方々や地方公共団体のニーズを一元的に引き受け、迅速に対応する官庁として創設されます。政府は、早期設置を図るべく、法案の準備をお願いいたします。

第三に、復興のための資金確保について、徹底

官 報 (号 外)

的な歳出削減、財政投融資に係る資金や民間資金を活用するとともに、復興債を発行することを定めています。今後、復興債発行のための法案、復興債の償還の道筋などについて詳細を詰めていかなければなりませんが、財源を早期に示すことは政府の重要な責務であります。財政規律を維持しつつ、一刻も早く道筋を明確にされることを希望いたしました。

菅総理は歴史に名を残したいと花道を探しているようですが、花道はありません。もし総理の座にしがみづくなら、それは誰からも支持されないバラの道です。総理は、俺は死にはしないとおっしゃつたとも伝えられていますが、既に総理としての命は終わっています。被災者を顧みず、権力の座にしがみついた史上最低の総理として後世の歴史に刻まれるのみであります。

本法案成立により東日本大震災復興構想会議は法律に基づく組織になりますが、震災発生後三か月もたつてやつと発表された第一次提言骨子は、余りにも遅く、既に沿岸自治体が検討している市街地の高台移転や二重ローラン対策についても具体的策がなく、被災者の要望にこたえるものではありません。既に退陣間近である菅総理の下では、そもそも復興のビジョンを描くこと自体が無理なだけではありません。

原子力発電所事故の賠償と二重ローラン対策のほか、瓦れき・ヘドロ処理、漁港・港湾整備とまだまだ足りない対策を補う第二次補正予算案は、死に体政権ではなく、新しいリーダーの下で編成すべきではないでしょうか。

本法案の成立が、これまでの震災対応の混乱に歯止めを掛け、被災者の方々の生活を一刻も早く再建するための新たなスタートとなることを希望し、我々も引き続き努力をしてまいります。

以上で私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて討論は終局いたしました。

的な歳出削減、財政投融資に係る資金や民間資金を活用するとともに、復興債を発行することを定めています。

今後、復興債発行のための法案、復興債の償還の道筋などについて詳細を詰めていかなければなりませんが、財源を早期に示すことは政府の重要な責務であります。財政規律を維持しつつ、一刻も早く道筋を明確にされることを希望いたしました。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。まず、東日本大震災復興基本法案の採決をいたします。

○議長(西岡武夫君) 本日の採決をいたしました。

○議長(西岡武夫君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(西岡武夫君) 本件は多数をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求める件の採決をいたします。

○議長(西岡武夫君) 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) 賛成 反対

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 賛成 反対

よつて、本件は多数をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

出席者は左のとおり。	議員	副議長	午後四時二十六分散会	
吉川 沙織君	竹谷とし子 吉田 忠智君 山内 德信君 自見庄三郎君 横山 信一君 有田 芳生君 浜田 昌良君 山本 香苗君 大久保潔重君 行田 邦子君 加藤 修一君 藤谷 光信君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。
平山 幸司君	白 眞勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
水戸 将史君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
横峯 良郎君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
大久保 勉君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
元ネ マルティ君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
水岡 健二君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
羽田雄一郎君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
小川 敏夫君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
大野 元裕君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
中原 八一君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
江崎 孝君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
糸数 慶子君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたしました。	
松浦 大悟君	白 真勲君 藤田 寛君 森 ゆうこ君 樺葉賀津也君 鈴木 彰君 郡司 輿石 前川 清成君 西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君 又市 征治君 金子 洋一君 谷合 正明君 福島みづほ君 米長 晴信君 西田 実仁君 渡辺 孝男君 松野 信夫君 室井 邦彦君 川上 義博君 林 久美子君 松 あきら君 小林 正夫君 今野 東君 佐藤 公治君 藤原 大石 中村 哲治君 木庭健太郎君 山口那津男君 藤原 正司君 草川 昭三君 谷 博之君 櫻井 標彦君 石橋 通宏君 安井美沙子君 小見山幸治君 西村まさみ君 西岡武夫君	西岡 武夫君 尾辻 秀久君 石川 博崇君 亀井亞紀子君 森田 高君 長沢 広明君		

参議院議員林芳正君外一名提出シーシエバードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問に対する答弁書(第一九二号)

参議院議員浜田和幸君提出外国人による土地取得の制限と国際協定に関する再質問に対する答弁書(第一九三号)

参議院議員磯崎陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する第三回質問に対する答弁書(第一九四号)

参議院議員上野通子君提出地上デジタル放送への完全移行の時期に関する質問に対する答弁書(第一九五号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

- 津波対策の推進に関する法律
- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律
- 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律
- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 母体保護法の一部を改正する法律
- スポーツ基本法

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 同日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく平成二十一年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況に関する報告を受領した。

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十一年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十一年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定に基づく平成二十二年度拉致問題の解決その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を受領した。

同日人事院総裁から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく平成二十二年度の人事院の業務状況報告書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

東日本大震災復興基本法案(衆第一三号)審査報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に關し承認を求めるの件
閣承認第七号)審査報告書

東日本大震災復興基本法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月二十日

審査報告書

東日本大震災復興特別委員長 西岡 武夫殿 柳田 稔

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災が、その被害が甚

大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図るため、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

東日本大震災復興基本法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年六月十日

参議院議長 西岡 武夫殿

衆議院議長 横路 孝弘

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 基本的施策(第六条—第十条)

第三章 東日本大震災復興対策本部(第十一
条—第二十三条)

第四章 復興庁の設置に関する基本方針(第二
十四条)

附則

(目的)
第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害
が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわ

たる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他的基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人間共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能な活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の継承の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行わるべきこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十世紀半ばにおける日本のるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策

に関する基本的な方針(以下「東日本大震災復興基本方針」という。)を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定められた措置その他の措置を講ずる責務を有する。(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのつとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。(国民の努力)

第五条 国民は、第二条の基本理念にのつとり、相互扶助と連帶の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。(復興に関する施策の迅速な実施)

第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。(資金の確保のための措置)

第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。

一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。

二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。

第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債(次項において「復興債」という。)(復興債の発行等)

第九条 国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。(復興特別区域制度の整備)

第十条 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限つて、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度(以下「復興特別区域制度」という。)を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。(第三章 東日本大震災復興対策本部(設置))

第十一条 内閣に、東日本大震災復興対策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

二 関係地方公共団体が行う復興事業への国との支援その他の関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定による。

(東日本大震災復興対策本部長)

第十三条 本部の長は、東日本大震災復興対策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(東日本大震災復興対策副本部長)

第十四条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。)をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。(現地対策本部)

4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、國の

官報(号外)

平成二十三年六月二十日 參議院會議錄第二十四号

投票者氏名

反対者氏名

八

日程第一 東日本大震災復興基本法案(衆議院提
出)投票者氏名

賛成者氏名

足立	信也君	有田	芳生君	石井	一君	一川	保夫君	植松恵美子君	江田	五月君	小川	敏夫君	大石	尚子君	大久保	勉君	大島	九州男君	元裕君	加賀谷	直樹君	川崎	金子	川合	孝典君	川崎	風間	小西	洋之君	田中	主濱	鈴木	亮君	谷内	則男君	田中	直紀君	谷内	直嶋君	辻	泰弘君	那谷	正義君	中谷	智司君	長浜	博行君	西村	真勲君
----	-----	----	-----	----	----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	------	-----	-----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----

二二九名

姫井由美子君

平野

達男君

誠君

藤末

健三君

正司君

藤原

光信君

藤本

福山

廣田

平山

平山

一君

幸久君

祐司君

哲郎君

西田

昌司君

中村

祐介君

野上浩太郎君

長谷川

岳君

浜田

資磨君

福岡

新平君

丸川

珠代君

基之君

藤井

芳正君

橋本

聖子君

哲郎君

寺田

公太君

松田

小野

次郎君

桜内

文城君

大門実紀史君

紙智子君

江口克彦君

寺田典城君

哲士君

井上

松田

寺田

次郎君

井上

松田

寺田

中曾根弘文君

中原八一君

二之湯智君

中西祐介君

野上浩太郎君

長谷川岳君

浜田和幸君

牧野かお君

松村祥史君

丸山政司君

水落敏栄君

山田洋一君

渡辺力君

山田俊男君

田中一良君

吉田正明君

谷合清寛君

白浜一郎君

草川昭三君

山本一良君

山本正仁君

中山香苗君

又市要一君

自見庄三郎君

長江慶弘君

高谷忠智君

鶴保忠一君

伊達秀善君

糸数秀久君

大江康弘君

長谷川大紋君

森田秀久君

尾辻秀久君

龜井典紀子君

森田徳信君

西村高君

長谷川博行君

西村眞勲君

投票者氏名

上野ひろし君

小熊慎司君

川田龍平君

柴田巧君

中西健治君

市田賢一君

田村忠義君

山下智子君

芳生君

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十三年六月二十日

參議院會議錄第二十四号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
中國系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計
画に関する質問主意書

反対者氏名

上野ひろし君 江口 克彦 小野 次郎 桜内 文城
小熊 慎司君 寺田 松田 公太
川田 龍平君 中西 健治君 水野 賢一君
柴田 巧君

右の件による尖閣諸島周辺の領海侵犯する質問主意書を国会法第七十四条によつて
三年六月八日

君君君君君君

提計君君君君君君

海上デモ計画の詳細を示されたい。

三二の計画の現状はどうなつてゐると政府は認識しているか。

四「世界華人保釣連盟」による尖閣諸島上陸を、政府は認めるのか。

五四で認めないとした場合、「世界華人保釣連盟」は、まず尖閣諸島周辺の領海内に船で侵入してくると思われるが、政府は、尖閣諸島の領有を主張している外国の民間団体の船が領海内に侵入することを認めるのか。

六五で外国の民間団体の船が領海内に侵入することを認めないとした場合、その法的根拠は何か。

右質問する。

平成十三年六月十七日
内閣総理大臣
参議院議長 西岡 武
閣諸島周辺の領海侵犯計画
し、別紙答弁書を送付する

大臣 菅 直人
夫殿

対 尖

海上デモ計画の詳細を示されたい。二の計画の現状はどうなつてゐると政府は認識しているか。

「世界華人保釣連盟」による尖閣諸島上陸を、政府は認めるのか。

四で認めないとした場合、「世界華人保釣連盟は、まず尖閣諸島周辺の領海内に船で侵入してくると思われるが、政府は、尖閣諸島の領有を主張している外国の民間団体の船が領海内に侵入することを認めるのか。

五で外国の民間団体の船が領海内に侵入することを認めないとした場合、その法的根拠は何か。

右質問する。

「界華人保釣連盟」について、以下のとおり質問す
る。

参議院議員藤井孝男君提出中国系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計画に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月八日

参議院議長 西岡 武夫殿 藤井 孝男

報道等によれば、お尋ねの討論会では、中國、香港、台湾、マカオの活動家等が参加し、尖閣諸島に関する彼らこれまでの活動や今後の活動の方向性等について議論が行われたと承知している。

二について

御指摘の団体が、全世界の華人に對し千艘の船で魚釣島を目指すよう呼びかけを行つてゐるとの報道や、既に大型客船を予約し千二百人に声をかけて魚釣島の周辺で大規模な海上デモ活動を行う予定であったとの報道があつたことは承知しているが、お尋ねの点について具体的にお答えすることは、今後の情報収集等に支障を來すおそれがあることから、差し控えたい。

三について

報道等によれば、御指摘の団体の責任者は、本年六月に予定していた計画は取りやめる旨を明らかにしていてあると承知しているが、政府としては、引き続き、関連情報の収集を行い、関係省庁において該情報の共有を図るとともに、万全の体制で警備に當たる考え方である。

五及び六について

政府としては、我が國に不法上陸する目的をもつた外国人が乗り込んだ外国船舶が我が國領海内に侵入しようとする場合においては、当該船舶に対し、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に違反することとしている。

政府として、我が國に不法上陸する目的を認めめた「原則」の根拠は何か。

二 違法操業が行われていたとしても、「退去警告あるいは立入検査で外へ追い出す」ことを「原則」とする法的根拠は何か。

三 この「原則」は、尖閣諸島周辺海域以外の、他の經濟水域や領海でも適用されているのか。また、適用されていないとしたら、尖閣諸島周辺海域だけ特別扱いをするのはなぜか。

四 この「原則」の変更は検討しないのか。
五 四で変更しないとすれば、多数の外国漁船が尖閣諸島周辺海域で違法操業をしていることを確認したとしても、逮捕しないという方針をとるということか。

六 鈴木海上保安庁長官の答弁によれば、尖閣諸島周辺に多数の外国漁船がやつてくるので、やむなく退去させているという。であるならば、多数の外国漁船がやつてきても同時に捕まえることができるよう、巡視船の数を増加させることを考えるが、政府の見解を示されたい。

七 今年一月七日付朝日新聞によると、今年六月までに、中国政府は新たに四十七隻の海洋監視船を完成させ、尖閣諸島や南シナ海での常時巡航を強化するという。この報道は事実か、政府の把握しているところを示されたい。

八 尖閣諸島周辺海域における、違法操業の取り締まりについて、中国政府とはどのような協議を行つてゐるか。この答弁は、立入検査で外へ追い出すといふのをまず原則としておりました」と答弁している。

九 もし新たに完成する中国政府の四十七隻の海洋監視船が、尖閣諸島周辺海域に常時巡航するようになった場合、現在の海上保安庁の警備態勢で対応できると考えているのか、政府の見解を示されたい。

三について

海上保安庁における違法操業を行う外国漁船に対する監視や取締りの方針は、海域の状況等の様々な事情を総合的に考慮して決定しているものであるが、その詳細を明らかにすること

は、今後の監視・取締活動に支障を來すおそれがあることから、差し控えたい。

四及び五について

海上保安庁としては、尖閣諸島周辺海域において、今後とも我が国の国内法令のつとり、執行妨害の容疑で逮捕したように、悪質な事案については、毅然とした対応をとることとしている。

六について

海上保安庁においては、尖閣諸島周辺海域における外国漁船による違法操業等に対応するため、平素から、大型巡視船を常時配備するとともに、航空機による広域的な監視警戒を実施しており、状況に応じて、巡視艇艇及び航空機の増強配備等により体制を強化し、厳正かつ適切に警備を実施している。

参議院議員藤井孝男君提出尖閣諸島周辺の領海警備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井孝男君提出尖閣諸島周辺の領海警備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

水域で軍事演習をしようとした場合、政府としては、どのように対応するのか。

二 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島などの我が国の離島に上陸しようとした場合、海上保安庁の巡視船等で、その上陸を阻止することは可能か。

三 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島などの我が国の離島に上陸した場合、安全保険会議設置法第一条に規定する「重大緊急事態」に該当するのか。

四 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島に上陸した場合、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の適用対象となるのか。

五 国籍不明の武装した数名のグループが、尖閣諸島に上陸した場合、自衛隊の出動を命じることは差し控えたところがあるか。その場合の法的根拠は何か。

六 尖閣諸島に上陸した、国籍不明の武装した数名のグループが、退去命令に応じなかつた場合、強制的に退去させる措置をとることはできるのか。

七 尖閣諸島において強制的に退去させることができた場合、その法的根拠は何か。

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員藤井孝男君提出我が国の離島等に外國の武装勢力が上陸した場合の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井孝男君提出我が国の離島等に外国の武装勢力が上陸した場合の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねのようないい事態において、政府としているについて

かかる対応をとるかは、それぞれ、その時点の個別具体的な状況を総合的に勘案して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、平素より関連情報の収集を行い、関係省庁において情報の共有を図るとともに、情勢に応じて体制を強化するなどにより、適切に対処していく考えである。

二について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたところがあるが、いざれにせよ、我が国周辺海域においては、海上保安庁が関係省庁と連携しながら、状況に応じて警備体制を強化するなどにより、必要な警備を厳正かつ適切に実施することとしている。

三から五までについて

ある事態が、安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)第二条第一項第九号に規定する重大緊急事態又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の適用対象に該当するか否か、及びある事

態において白衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)に基づき自衛隊に出動を命ずるか否かについては、それぞれ、その時点の個別具体的な状況を総合的に勘案して判断すべきものであり、御指摘のような仮定の事例について限られた与件のみに基づいて判断することはできないため、お答えすることは困難である。

六及び七について

お尋ねの事例がどのような場合を指すのか必ずしも明らかではないが、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第三条第一項等の規定に違反して本邦に上陸した外国人に対する質問に対する答弁書を強制することができる。

東京電力福島第一原発三号機の安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月八日

参議院議長 西岡 武夫殿

福島みずほ

東京電力福島第一原発三号機の安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月八日

参議院議長 西岡 武夫殿

福島みずほ

は、他の多くの核種が漏出していることを推察させる。

東京電力が公表した敷地内で検出された核種のデータはほんの一部でしかない。敷地内で検出された核分裂生成物及びアメリシウムやプルトニウムなどの超ウラン元素を含めた全ての核種の分析データを示されたい。

五 MOX燃料から漏出した放射性物質に対応するため、他の核燃料から漏出している放射性物質とは別の対策、例えば、作業員の防護服、飛散防止のための方法、内部被曝した際の治療方法などについて、特別な方法・手段を取る必要があれば、それはどのようないく対策か明示されたい。また、特別な対策を取るのはどのようないく対策か、説明されたい。

六 プルトニウムが含まれるMOX燃料について、他の核燃料と比較して特段の危険性はあるのか、あるとすればその理由は何か。もし、特段の危険性はないとするなら、その理由も明示されたい。

七 プルトニウムが含まれるMOX燃料はウラン燃料に比べて融点が低いが、今回の三号機の爆発に融点の低さは関係したと考えられるか。もし、関係していないとするなら、その理由も明示されたい。

八 プルトニウムが含まれるMOX燃料は、様々な研究から危険が高いとされており、直ちにMOX燃料の使用を全国の原発で中止するべきと考えるが、いかがか。

右質問する。

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員福島みずほ君提出東京電力福島第一原発三号機の安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねのようないい事態において、政府としているについて

官報(号外)

参議院議員福島みずほ君提出東京電力福島第一原発三号機の安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

MOX燃料の組成成分の詳細については、営業秘密に関するものであるため、お示しできな

い。

二について

ベルゴニユーラクリア社及びエフビー・エフシーインター・ナショナル社である。

三について

MOX燃料を使用している原子炉は、九州電力株式会社伊方発電所三号炉、四国電力株式会社福島第一原子力発電所三号炉及び関西電力株式会社高浜発電所三号炉である。

四について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という)敷地内の土壤において検出された核種の分析結果については、同社のホームページにおいて、分析結果が得られたものから順次公開され、経済産業省原子力安全・保安院も報告を受けている。な

お、同社のホームページの中では、核分裂生成物並びにアメリシウム及びブルトニウム等の超ウラン元素に係る核種の分析結果についても公開されている。

お尋ねの「他の核燃料」の意味するところが必ずしも明かではないが、原子炉で使用されるいわゆるウラン燃料から核分裂により生成される放射性物質とMOX燃料から核分裂により生成される放射性物質に大きな相違はなく、MOX燃料が破損し、放射性物質が漏出した場合における「特別な対策」を講じる必要はないと考えてい

る。

六について
お尋ねの「他の核燃料」の意味するところが必

ずしも明かではないが、MOX燃料に使用されるプルトニウムは、ウラン燃料に使用されるウ

ランと同様に沸点が高いため、燃料が溶融しても環境に放出されにくいものであること、ウラン燃料から核分裂により生成される放射性物質とMOX燃料から核分裂により生成される放射性物質に大きな相違はないことから、MOX燃料がウラン燃料と比較して、特段の危険性を有するものではないと考える。

七について
お尋ねの「三号機の爆発」とは平成二十三年三月十四日に発生した福島第一原子力発電所第三号機の爆発と考えられるが、当該爆発が起きた原因については、現場確認に制約があるため確かなことは不明である。現時点においては、原子炉で燃料被覆管に含まれるジルコニアウムと水蒸気が反応して発生した水素が原子炉建屋に滞留し、爆発につながった可能性があると考えている。なお、MOX燃料が融点に達して溶け出すこと自体が当該爆発に関係しているとは考

八について

MOX燃料については、所要の安全審査及び検査を経ているため、その燃料を使用することは安全上問題がないと考えている。

なお、六について述べたとおり、MOX燃料は、ウラン燃料と比較して、特段の危険性を有するものではないと考える。

平成二十三年六月八日
林 芳正
参議院議長
西岡 武夫殿
鶴保 康介

平成二十三年六月十七日
内閣総理大臣 菅 直人

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問主意書

の妨害行為に関する質問主意書
による日本の調査捕鯨船への妨害行為により、南極海での日本の調査捕鯨がやむなく中止に追い込まれた。日本の調査捕鯨は国際捕鯨取締条約に基づく正当な活動である。

暴力によるシーシェパードの一方的な妨害行為は決して許されるものではない。

日本の食文化である鯨肉とその食習慣を守るためにも日本の調査捕鯨の正当性を堂々と主張し、シーシェパードの暴挙に対して政府の毅然とした対応が求められる。

よって、次の事項について質問する。

一 オーストラリア政府からは違法行為を繰り返すシーシェパードに実効的な措置が未だ取られていない。政府としては「I C J 提訴」を含め、どのような対処を行うのか。

二 和歌山県の太地町は古式捕鯨発祥の地として名をはせ、紀州藩の保護もあつて「捕鯨の本場太地」は天下に名をとどろかせ今日まで引き継がれている。その伝統の太地町にシーシェパードのメンバーが多数訪れ町民に対し断続的に妨害行為を行い町としても困り果てている始末である。公海上で行われる違法行為でなく、主権の及ぶ我が国領土内で堂々とこのような暴挙が行われることをどう考え、今後の対処方法を如何にするのか具体的に示されたい。

二について
和歌山県東牟婁郡太地町におけるイルカ漁業に対する妨害活動は、同町の漁業者の健全な経済活動のみならず平穏な生活をも脅かすものであることから極めて遺憾であると考えており、捜査当局において、刑法法令に触れる行為があると認める場合には、引き続き、法と証拠に基づき厳正に対処していくこととしている。

また、御指摘の同町において妨害活動を行っているシーシェパードのメンバーについて、国籍等の詳細は明らかではないが、同団体の主要メンバーの多くは一定の要件を満たしている場合に我が国がビザの取得を免除している。

この国籍を有していることから、当該要件を満たした上でビザを取得せず入国したものと考えている。

参議院議員林芳正君外一名提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問に対する答弁書

官 報 (号 外)

外国人による土地取得の制限と国際協定に関する再質問主意書

買収を法令によって制限することは、GATS 第十七条に違反することになるのか。政府の見解を示されたい。

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する第三回質問主意書

三分の淡水注入の停止に引き続い海水注入を行うことはできなかつたのかを質問したものであり、明らかに答弁漏れがあるので、きちんと回答してほしい。

參議院議長　西岡　武夫殿　浜田　和幸
外国人による土地取得の制限と国際協定に
関する再質問主意書

平成二十三年六月十七日

「(この)に対し、政府から答弁書(平成二十三年六月七日内閣参質一七七第一六九号。以下単に答弁書といふ)の提出があつたところであるが、答弁漏れその他追加してただすことが必要な点があるので、以下のとおり質問する。

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問主意書（平成二十三年五月十一日提出、質問第一四七号）及び再質問主意書では、「菅総理が、淡水注入の停止を知ったのは、何時何分頃か。」と質問しており、明らかに答漏れがあるので、きちんと回答して

政府は、私が提出した「外国人による土地取得制限と国際協定に関する質問主意書」に対する弁書（内閣参考）一七七第一五九号。平成二十三年五月三十一日閣議決定において、水資源を育む我が国の森林の外国人による買収を制限するが、「資源安全保障上の理由」により、二国間投協定若しくは経済連携協定又は世界貿易機関を立てるマラケシュ協定によつても認められるかについて、「一定の場合には内国民待遇の義務の

十五号)附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定において、内国民待遇義務の例外等を認めることのいわゆる一般的の例外の規定又は安全保障認めるものとする。この規定は、

外国人による投資についての内国民待遇の原則を定める二国間投資協定若しくは経済連携協定又は世界貿易機関を設立するマラケシ協定附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定(GATs)第十七条の例外として認められる「一定の場合」とはどのような場合を指すのか。政府の見解を示されたい。

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害
に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出
出する
平成二十三年六月九日

報道によると、政府は国際原子力機関に提出した報告書において、一号機、二号機及び三号機の圧力容器の底部から溶融した核燃料が漏れ出し、格納容器内に堆積している可能性を指摘しているとのことであるが、事実か。また、事実であるとすれば、既にメルトスルーが発生していると考えていいのか。

一 三月十二日における海水注入の実施について

答弁書「三の1について」に関し、再質問主意書では、三月十二日十五時三十六分の「水素爆発」以前の段階で、どうして十四時五十

5 施命令を行つたと説明振りを変えたのか。海江田大臣は、自分で行つた命令まで覚えていなかつたのか。

答弁書「三の2の(8)及び(9)について」において、「東京電力が官邸に派遣した者が、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器への海水注入について菅内閣総理大臣の了解が得られていないとの状況判断」を同社本店等に連絡したとあるが、どうしてそのような「状況判断」を得るに至つたのか、事実を確認してほしい。

6 答弁書「三の2の(1)について」において、菅総理は三月十九日四分からの海水注入の開始について報告を受けておらず、それを知つたのは、五月二十日に報道がなされた後であるとしているが、菅総理は、少なくとも三月十二日十九時四分から二十時二十分までの間の海水注入については、五月二十日まで全く知らなかつたと考えていいのか。

また、海江田大臣は、五月二日の参議院予算委員会での海水注入を「試験注入」とする答弁をしているが、三月十二日十九時四分から十九時二十五分までの海水注入について、いつ知つたのか。さらに、菅総理も、同委員会に出席していたはずだが、海江田大臣の答弁を聞いていなかつたということか。

右質問する。

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿
参議院議員磯崎陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する第三回質問に対する別紙答弁書を送付する。

一の1及び2について

お尋ねの「所要の工事を行つて電源車から電力を供給すること」ができなかつたこと及び「同時刻まで淡水注入を行うこと」ができなかつたことについて、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）によれば、大津波警報発令の中では障害物散乱等による劣悪な作業環境であつたことに加え、度々の余震の発生で作業中断を強いられたことなどから、作業が難航したことが理由であるとのことである。

一の3について

御指摘のとおり、平成二十三年六月七日に、

答弁書「三の2の(1)について」において、菅総理は三月十九日四分からの海水注入の開始について報告を受けておらず、それを知つたのは、五月二十日に報道がなされた後であるとしているが、菅総理は、少なくとも三月十二日十九時四分から二十時二十分までの間の海水注入については、五月二十日まで全く知らなかつたと考えていいのか。

政府が公表した「原子力安全に関するIAEA開催会議に対する日本国政府の報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について—」（平成二十三年六月原子力災害対策本部決定）においては、東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）第一号機から第三号機までについて、現時点での解析結果として、原子炉圧力容器の底部が損傷し、溶融した燃料の一部が原子炉格納容器内に堆積している可能性があると考えられる旨を記述していることは事実である。お尋ねの「メルトスル」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、仮に当該記述の事象をいうのであれば、当該事象が既に発生している可能性はあると考えられる。ただし、ここで得られた解析結果は、現時点の限られた情報等に基づくものであり、今後、原因調査が進むに従い、新たな解析結果が得られることがある。

二の1について

東京電力によれば、平成二十三年三月十二日午後二時五十三分までに八万リットルの淡水を注入したが、その後、どの時点で淡水の注入が停止したか不明であるが、同日午後三時三十分過ぎに水素爆発と思われる爆発が発生するなど作業の実施が極めて困難な状況であつたため、原子炉圧力容器への海水注入が開始されない状況が続いていたとのことである。

二の2について

東京電力によれば、どの時点で淡水の注入が停止したか不明であり、淡水注入の停止時刻については、政府に連絡していなかつたとのことについては、政府に連絡していなかつたことについて、東京電力が官邸に派遣した者が、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器への海水注入は菅内閣総理大臣が判断するものであり、同内閣総理大臣の判断がない中で、同容器への海水注入は実施できないところである。なお、東京電力によれば、同容

原子力安全委員会、東京電力等の間で、その時点において準備段階にあつた海水注入についての協議を行つた。

二の3について

御指摘に係る政府内の情報共有の在り方については、今後検証してまいりたい。

二の4について

福島第一原子力発電所について、海江田経済産業大臣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第三項の規定に基づく命令であることを念頭に、東京電力に対して口頭による原子炉容器への海水注入の実施を命令した事実は認識していたところ、同命令が東京電力に確実に伝わったことを示す根拠がなかったことから、これまでには、平成二十三年三月十二日午後八時五分の同項に基づく海水注入等の実施命令の公文書の完成をもつて、同大臣が同項に基づく海水注入の実施を命令した時刻としていた。

その後、同年五月二十九日に、東京電力から、同年三月十二日午後六時五分に同大臣から法令に基づく指示を受けたことを示す資料を見つかったとの報告があつた。これにより、同大臣の同項に基づく口頭による海水注入等の実施命令は、確実に東京電力に伝わったことが確認され、これを契機とし、改めて関係資料の精査や同大臣を含む関係者に確認を行つた結果、同命令が同日午後五時五十五分に行われたものとすることが妥当であると判断したものである。

二の5について

東京電力によれば、東京電力が官邸に派遣した者が、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器への海水注入は菅内閣総理大臣が判断するものであり、同内閣総理大臣の判断がない中で、同容器への海水注入は実施できないところである。なお、東京電力によれば、同容

器内への海水注入を停止するとの決定は、このような連絡を受けた東京電力の本店原子力緊急時対策本部及び福島第一原子力発電所原子力緊急時対策本部の双方が協議した結果であるとのことである。

二の6について

先の答弁書（平成二十三年六月七日内閣参質一七七第一六九号）三の2の(1)については、菅内閣総理大臣が、平成二十三年三月十二日午後七四分に開始された海水注入に関する全体の経緯や関係者の対応状況も含めて承知したのは、同年五月二十日に報道がなされた後であるということをお答えしたものである。また、海江田経済産業大臣が御指摘の海水注入について承知したのは、同年四月下旬である。

二の7について

政府は、平成二十三年七月二十四日から、テレビの地上アナログ放送を打ち切り、地上デジタル放送に完全移行する方針を表明している。これに関連して以下のとおり質問する。

一 政府は、東日本大震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島の三県における地上デジタル放送への完全移行の時期を最長一年間延期することを決定した。この三県以外の地域では、予定どおり平成二十三年七月二十四日から完全移行する方針に相違ないか、政府の見解を明らかにされたい。

官報(号外)

平成二十三年六月二十日 参議院会議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

二 東日本大震災では栃木、茨城両県などの隣接県でも被害は大きく、総務省の調べによれば関東一円の四千九百世帯でアンテナ施設が倒壊するなどの被害を受けた。これに対し政府は、改修費用に対する補助金や、チューナー無償配布の拡大で対応する方針を表明しているが、十分な対応策とはいえない。地上デジタル放送受信のための環境が整っていないことは、大きな被害を受けた三県と隣接県で何ら変わりがない。隣接県から要望があれば完全移行の時期を柔軟に延期すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年六月十七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出地上デジタル放送への完全移行の時期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出地上デジタル放送への完全移行の時期に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、岩手県、宮城県及び福島県を除く四十四都道府県においては、電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の規定に基づき地上アナログ放送を本年七月二十四日に停波し、地上デジタル放送に完全に移行することとしている。

二について

政府としては、岩手県、宮城県及び福島県に隣接する県においては、岩手県、宮城県及び福島県の場合と異なり、地上アナログ放送の地上デジタル放送への移行のための周知や支援を東日本大震災の発生の前と同様に推進することができる体制が整っていることから、本年七月二

十四日の完全移行期日までに地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備が完了することがでないと考えており、東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律(平成二十三年法律第六十八号)において地上アナログ放送の周波数の使用の期限を延長することができるとした地域に含めておらず、電波法の規定に基づき当該期日に予定どおり地上デジタル放送に完全に移行することとしている。